

(令和6年11月18日)



令和6年

美濃加茂市議会第4回定例会

記者発表資料

日程等及び条例案の概要説明資料

美濃加茂市

目 次

- 1 令和 6 年美濃加茂市議会第 4 回定例会会期及び議事日程(案) 1
- 2 令和 6 年美濃加茂市議会第 4 回定例会提出予定議案 2
- 3 条例案の概要 3

令和6年美濃加茂市議会第4回定例会会期及び議事日程(案)

1. 会 期 11月28日(木)から12月20日(金)までの23日間

2. 議事日程

日次	月	日	曜日	開 議	区 分	摘 要
第1日	11	28	木	午前9時30分	本会議	提案説明
2		29	金		休会	議案精読
3		30	土			
4	12	1	日			
5		2	月			
6		3	火			
7		4	水			
8		5	木			
9		6	金			
10		7	土			
11		8	日			
12		9	月			
13		10	火	午前9時30分	本会議	市政一般に対する質問
14		11	水	午前9時30分	本会議	市政一般に対する質問
15		12	木	午前9時30分	本会議	市政一般に対する質問 質疑・委員会付託
				本会議終了後	委員会	予算決算常任委員会
16		13	金	午前9時30分	委員会	文教民生常任委員会
17		14	土		休会	
18		15	日			
19		16	月	午前9時30分	委員会	企画建設常任委員会
20		17	火		休会	委員会審査結果まとめ
21		18	水			
22		19	木			
23		20	金	各委員会終了後	本会議	委員長報告・質疑・採決

3. 備 考

- (1) 招 集 告 示 11月21日(木)
- (2) 一般質問通告期間 11月21日(木)午前9時から11月28日(木)午後1時まで
- (3) 質 疑 通 告 期 限 12月9日(月)午後5時まで
- (4) 議 会 運 営 委 員 会 11月26日(火)午前9時から
- (提出予定議案等説明会 11月14日(木)午前9時から)

令和 6 年美濃加茂市議会第 4 回定例会提出予定議案

【執行部関係】

議案番号	議 案 名	主 管 課	提 出 理 由 の 概 要
議第 7 8 号	美濃加茂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について	高齢福祉課	介護保険法施行規則の改正に伴い所要の改正を行うもの
議第 7 9 号	美濃加茂市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	総務課	刑法の改正に伴い所要の改正を行うもの
議第 8 0 号	美濃加茂市情報公開条例及び美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について	総務課	公文書の公開すべき情報及び個人情報の開示すべき情報から公務員等の氏名を除く改正を行うもの
議第 8 1 号	美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	キャリアサポート課	人事院勧告に基づき、民間給与との較差を解消するため、給料表の水準を引き上げ、期末勤勉手当の支給月数を引き上げるもの
議第 8 2 号	美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	キャリアサポート課	人事院勧告に基づき、民間給与との較差を解消するため、給料表の水準を引き上げ、期末手当の支給月数を引き上げるもの
議第 8 3 号	美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	キャリアサポート課	民間の特別給(ボーナス)の支給割合との均衡を図るため、期末勤勉手当の支給月数を引き上げるもの
議第 8 4 号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	キャリアサポート課	人事院勧告に準じて、民間給与との較差を解消するため、期末手当の支給月数を引き上げるもの
議第 8 5 号	美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	キャリアサポート課	人事院勧告に準じて、民間給与との較差を解消するため、期末手当の支給月数を引き上げるもの
議第 8 6 号	美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	キャリアサポート課	週休日の振替及び年次有給休暇の付与期間を変更するもの
議第 8 7 号	令和 6 年度美濃加茂市一般会計補正予算 (第 5 号)	財政課	補正額 補正後総予算額 1, 1 6 5, 0 5 2 千円 2 5, 8 2 0, 2 5 9 千円
議第 8 8 号	令和 6 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算 (第 3 号)	高齢福祉課	補正額 補正後総予算額 1 5, 8 5 2 千円 4, 2 4 9, 2 4 3 千円
議第 8 9 号	美濃加茂市第 6 次総合計画後期基本計画について	企画課	美濃加茂市第 6 次総合計画後期基本計画を策定するため、美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条第 1 号の規定により、議会の議決を求めるもの
議第 9 0 号	美濃加茂市と坂祝町の定住自立圏形成協定を変更することについて	企画課	美濃加茂市と坂祝町の定住自立圏形成協定を変更するため、美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求めるもの
議第 9 1 号	財産の取得について	学校教育課	美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、契約について議決を求めるもの
議第 9 2 号	損害賠償の額を定めることについて	高齢福祉課	地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定に基づき損害賠償の額を定めるもの
議第 9 3 号	市道路線の認定について	土木課	市道山手 5 3 6 号線外 7 路線の認定
議第 9 4 号	電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について	市民課	戸籍情報システムの標準化に伴い、他市と共同で実施する電算情報処理による戸籍事務の委託を廃止するもの

〔議第 78 号〕

美濃加茂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 61 号）
条例改正に影響する施行日	令和 6 年 4 月 1 日
改正された法令	介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）
条例改正に影響する条	第 140 条の 66

○ 条例改正趣旨

介護保険法施行規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 引用する条項の改正（第 3 条関係）

第 3 条第 2 項中の引用する「第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)」を「第 140 条の 66 第 1 号イ」に改めます。

○ 職員に係る基準の改正（第 4 条関係）

職員配置の柔軟化として、常勤換算方法の導入と複数拠点で合算が可能とする職員配置の規定を追加します。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行します。

〔議第 79 号〕

美濃加茂市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	○刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号) ○刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和5年政令第318号)
条例改正に影響する施行日	令和7年6月1日
改正された法令	刑法(明治40年法律第45号)
条例改正に法律の改正概要	懲役及び禁固刑が、拘禁刑として単一化されたもの

○ 条例改正趣旨

刑法の改正に伴い、条例中に定められている懲役や禁錮について用語を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正

○ 禁錮の用語改正(第20条の2及び第20条の3関係)

「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

第2条 美濃加茂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正

○ 禁固の用語改正(第6条関係)

「禁固」を「拘禁刑」に改めます。

第3条 美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正

○ 懲役の用語改正(附則第3条関係)

「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

第4条 美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正

○ 懲役の用語改正(第17条関係)

「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

◎ 施行期日等(附則)

○ 施行期日(第1項)

この条例は、令和7年6月1日から施行します。

○ 経過措置（第2項～第5項）

罰則の適用等、人の資格及び職員の給与に関する条例の規定の適用について、それぞれ経過措置を定めます。

〔議第 8 0 号〕

美濃加茂市情報公開条例及び美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

公文書の公開すべき情報及び個人情報の開示すべき情報から特定の個人が識別される情報を除くことにより、カスタマーハラスメントに対応する必要性など正当な権利利益を保護するものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市情報公開条例の一部改正

○ 公文書の公開義務の規定（第 6 条関係）

公文書の公開義務情報であった「公務員等の氏名に関する情報」を削ります。

第 2 条 美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正

○ 不開示情報としない情報の規定（第 4 条関係）

不開示情報としない情報であった「公務員等の氏名に係る部分」を「削除」とします。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第 1 項）

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行します。

○ 経過措置（第 2 項及び第 3 項）

この条例による改正後の美濃加茂市情報公開条例の規定は、施行日以後に行われる公文書の公開請求について適用し、施行日前に行われた公文書の公開請求については、なお従前の例とします。

この条例による改正後の美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定は、施行日以後に行われる保有個人情報の開示請求について適用し、施行日前に行われた保有個人情報の開示請求については、なお従前の例とします。

◎ 改正の概要

○ 条例改正趣旨

令和 6 年 8 月 8 日に行われた人事院勧告に基づき、民間給与との較差を解消するため、給料表の水準を引き上げ、民間の特別給（ボーナス）の支給割合との均衡を図るため、期末勤勉手当の支給月数を 0. 1 0 月分（再任用職員については 0. 0 5 月分）引き上げる改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正

○ 給料表の水準の改定（第 3 条関係（別表第 1））

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、給料表を大卒程度に係る初任給については 2 3, 8 0 0 円、高卒者に係る初任給については 2 1, 4 0 0 円引き上げます。若年層が在職する号俸に特に重点を置くとともに、おおむね 3 0 歳台後半までの職員が在職する号俸にも重点を置いて引上げます。その他の職員が在職する号俸については、改定率を逡減させつつ引上げます。

定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額についても改定します。

○ 期末手当の引上げ（第 2 0 条関係）

令和 6 年度の一般職の期末手当の支給月数を令和 5 年度と比較して年間で 0. 0 5 月分引き上げ、1 2 月の期末手当に加算します。

令和 6 年度の定年前再任用短時間勤務職員の期末手当については、支給月数を令和 5 年度と比較して年間で 0. 0 2 5 月分引き上げ、1 2 月の期末手当に加算します。

○ 勤勉手当の引上げ（第 2 1 条関係）

令和 6 年度の一般職の勤勉手当の支給月数を令和 5 年度と比較して年間で 0. 0 5 月分引き上げ、1 2 月の勤勉手当に加算します。

令和 6 年度の定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当については、支給月数を令和 5 年度と比較して年間で 0. 0 2 5 月分引き上げ、1 2 月の勤勉手当に加算します。

第 2 条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第 2 0 条関係）

令和 7 年度の一般職の期末手当の支給月数を令和 5 年度と比較して年間

で0.05月分引き上げ2.50月とし、引上げ分である0.05月分を6月と12月に0.025月ずつ振り分け、それぞれ1.25月とします。

令和7年度の定年前再任用短時間勤務職員の期末手当については、支給月数を令和5年度と比較して年間で0.025月分引き上げ1.40月とし、引上げ分である0.025月分を6月と12月に0.0125月ずつ振り分け、それぞれ0.70月とします。

○ 勤勉手当の引上げ（第21条関係）

令和7年度の一般職の勤勉手当の支給月数を令和5年度と比較して年間で0.05月分引き上げ、引上げ分である0.05月分を6月と12月に0.025月ずつ振り分け、それぞれ1.05月とします。

令和7年度の定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当については、支給月数を令和5年度と比較して年間で0.025月分引き上げ1.0月とし、引上げ分である0.025月分を6月と12月に0.0125月ずつ振り分け、それぞれ0.50月とします。

【参考】 期末手当及び勤勉手当の見直し（一般職）

区 分	現行 (R6.4.1時点)		改正後 (R6.12.1時点)		改正後 (R7.4.1時点)		引上げ分
6月 支給割合	期 末	1.225月	期 末	1.225月	期 末	1.25月	
	勤 勉	1.025月	勤 勉	1.025月	勤 勉	1.05月	
12月 支給割合	期 末	1.225月	期 末	1.275月	期 末	1.25月	
	勤 勉	1.025月	勤 勉	1.075月	勤 勉	1.05月	
合 計		4.50月		4.60月		4.60月	0.10月

【参考】 期末手当及び勤勉手当の見直し（一般職（定年前再任用短時間勤務職員））

区 分	現行 (R6.4.1時点)		改正後 (R6.12.1時点)		改正後 (R7.4.1時点)		引上げ分
6月 支給割合	期 末	0.6875月	期 末	0.6875月	期 末	0.70月	
	勤 勉	0.4875月	勤 勉	0.4875月	勤 勉	0.50月	

12月	期末	0.6875月	期末	0.7125月	期末	0.70月	
支給割合	勤勉	0.4875月	勤勉	0.5125月	勤勉	0.50月	
合計		2.35月		2.40月		2.40月	0.05月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日等（第1項及び第2項）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行します。

第1条の規定による改正後の規定は令和6年4月1日から適用します。

○ 給与の内払（第3項）

第1条の規定による改正後の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の規定による給与の内払とみなします。

〔議第 8 2 号〕

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

令和 6 年 8 月 8 日に行われた人事院勧告に基づき、民間給与との較差を解消するため、給料表の水準を引き上げる改正を行うものです。

また、民間の特別給（ボーナス）の支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給月数を 0. 0 5 月分引き上げる改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

○ 給料表の水準の改定（第 7 条関係（別表））

民間給与との較差を解消するため、一般職の給料表に併せて改定します。

○ 期末手当の引上げ（第 9 条関係）

令和 6 年度の期末手当の支給月数を令和 5 年度と比較して年間で 0. 0 5 月分引き上げ、3. 4 5 月とし、引上げ分については、1 2 月の支給月数に加算します。

第 2 条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第 9 条関係）

令和 7 年度の期末手当の支給月数を令和 5 年度と比較して年間で 0. 0 5 月分引き上げ、3. 4 5 月とし、引上げ分である 0. 0 5 月分を 6 月と 1 2 月に 0. 0 2 5 月ずつ振り分け、それぞれ 1. 7 2 5 月とします。

【参考】期末手当の見直し

区 分	現行 (R6. 4. 1時点)	改正後 (R6. 12. 1時点)	改正後 (R7. 4. 1時点)	引上げ分
6 月 支給割合	1. 7 0 月	1. 7 0 月	1. 7 2 5 月	
1 2 月 支給割合	1. 7 0 月	1. 7 5 月	1. 7 2 5 月	
合 計	3. 4 0 月	3. 4 5 月	3. 4 5 月	0. 0 5 月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日等（第 1 項及び第 2 項）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行します。

第1条の規定による改正後の規定は、令和6年4月1日から適用します。

○ **給与の内払（第3項）**

第1条の規定による改正後の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の規定による給与の内払とみなします。

〔議第 8 3 号〕

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

民間の特別給（ボーナス）の支給割合との均衡を図るため、期末勤勉手当の支給月数を 0. 0 5 月分引き上げる改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第 7 条関係）

令和 6 年度の期末手当の支給月数を令和 5 年度と比較して年間で 0. 0 2 5 月分引き上げ、1. 4 0 月とし、引上げ分については、1 2 月の支給月数に加算します。

○ 勤勉手当の引上げ（第 8 条関係）

令和 6 年度の勤勉手当の支給月数を年間で 0. 0 2 5 月分引き上げ、1. 0 月とし、引上げ分については、1 2 月の支給月数に加算します。

第 2 条 美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第 7 条関係）

令和 7 年度の期末手当の支給月数を令和 5 年度と比較して年間で 0. 0 2 5 月分引き上げ、1. 4 0 月とし、引上げ分である 0. 0 2 5 月分を 6 月と 1 2 月に 0. 0 1 2 5 月ずつ振り分け、それぞれ 0. 7 0 月とします。

○ 勤勉手当の引上げ（第 8 条関係）

令和 7 年度の勤勉手当の支給月数を令和 5 年度と比較して年間で 0. 0 2 5 月分引き上げ、1. 0 月とし、引上げ分である 0. 0 2 5 月分を 6 月と 1 2 月に 0. 0 1 2 5 月ずつ振り分け、それぞれ 0. 5 0 月とします。

【参考】期末勤勉手当の見直し

区 分	現行 (R6. 4. 1時点)		改正後 (R6. 12. 1時点)		改正後 (R7. 4. 1時点)		引上げ分
6 月 支給割合	期 末	0. 6 8 7 5 月	期 末	0. 6 8 7 5 月	期 末	0. 7 0 月	
	勤 勉	0. 4 8 7 5 月	勤 勉	0. 4 8 7 5 月	勤 勉	0. 5 0 月	
1 2 月	期	0. 6 8 7 5 月	期	0. 7 1 2 5 月	期	0. 7 0 月	

支給割合	未		未		未		
	勤 勉	0. 4 8 7 5月	勤 勉	0. 5 1 2 5月	勤 勉	0. 5 0月	
合 計		2. 3 5月		2. 4 0月		2. 4 0月	0. 0 5月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日等（第1項及び第2項）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行します。

第1条の規定による改正後の規定は、令和6年12月1日から適用します。

○ 期末勤勉手当の内払（第3項）

第1条の規定による改正後の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の規定に基づいて支給された期末勤勉手当は、同条の規定による改正後の規定による期末勤勉手当の内払とみなします。

〔議第 8 4 号〕

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

令和 6 年 8 月 8 日に行われた人事院勧告に準じて、常勤の特別職（市長、副市長及び教育長）の期末手当を引き上げるため条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第 5 条関係）

令和 6 年度の期末手当の支給月数を令和 5 年度と比較して年間で 0. 1 0 月分引き上げ、4. 6 0 月とし、引上げ分については、1 2 月の支給月数に加算します。

第 2 条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第 5 条関係）

令和 7 年度の期末手当の支給月数を令和 5 年度と比較して年間で 0. 1 0 月分引き上げ、4. 6 0 月とし、引上げ分である 0. 1 0 月分を 6 月と 1 2 月に 0. 0 5 月ずつ振り分け、それぞれ 2. 3 0 月とします。

【参考】期末手当の見直し

区 分	現行 (R6. 4. 1時点)	改正後 (R6. 12. 1時点)	改正後 (R7. 4. 1時点)	引上げ分
6 月 支給割合	2. 2 5 月	2. 2 5 月	2. 3 0 月	
1 2 月 支給割合	2. 2 5 月	2. 3 5 月	2. 3 0 月	
合 計	4. 5 0 月	4. 6 0 月	4. 6 0 月	0. 1 0 月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日等（第 1 項）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

第 1 条の規定による改正後の規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用します。

○ 期末手当の内払（第3項）

第1条の規定による改正後の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の規定による期末手当の内払とみなします。

〔議第 8 5 号〕

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

令和 6 年 8 月 8 日に行われた人事院勧告に準じて、市議会議員の期末手当
を引き上げるため条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条
例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第 5 条関係）

令和 6 年度の期末手当の支給月数を令和 5 年度と比較して年間で 0. 1
0 月分引き上げ、4. 6 0 月とし、引上げ分については、1 2 月の支給月数
に加算します。

第 2 条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条
例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第 5 条関係）

令和 7 年度の期末手当の支給月数を令和 5 年度と比較して年間で 0. 1
0 月分引き上げ、4. 6 0 月とし、引上げ分である 0. 1 0 月分を 6 月と 1
2 月に 0. 0 5 月ずつ振り分け、それぞれ 2. 3 0 月とします。

【参考】期末手当の見直し

区 分	現行 (R6. 4. 1時点)	改正後 (R6. 12. 1時点)	改正後 (R7. 4. 1時点)	引上げ分
6 月 支給割合	2. 2 5 月	2. 2 5 月	2. 3 0 月	
1 2 月 支給割合	2. 2 5 月	2. 3 5 月	2. 3 0 月	
合 計	4. 5 0 月	4. 6 0 月	4. 6 0 月	0. 1 0 月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日等（第 1 項及び第 2 項）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第 2 条の規定は、令和 7
年 4 月 1 日から施行します。

第1条の規定による改正後の規定は、令和6年12月1日から適用します。

○ 期末手当の内払（第3項）

第1条の規定による改正後の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の規定による期末手当の内払とみなします。

〔議第 8 6 号〕

美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要

○ 条例改正趣旨

週休日の振替を現状の勤務時間に合わせた割振り変更に改正します。また、年次有給休暇を1の年度ごとにおける休暇に改正をします。

◎ 改正の主な内容

○ 週休日の振替等の改定（第 5 条関係）

週休日を振替える際に、勤務日の勤務時間のうち4時間を勤務する必要がある日に割り振ることができるとされていますが、現状の勤務時間に合わせ、4時間を半日勤務時間（勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間）に改正します。

○ 年次有給休暇の改定（第 1 2 条関係）

年次有給休暇は1の年における休暇とされていますが、1の年度ごとにおける休暇に改正します。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第 1 項）

この条例は、公布の日から施行します、ただし、第 1 2 条の改正並びに附則第 3 項、第 4 項及び第 5 項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

○ 経過措置（第 2 項～ 5 項）

この条例による改正前の週休日の割振りは、改正後の週休日の割振りとなしします。（第 2 項）

第 1 2 条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在職する職員の令和 7 年度の年次有給休暇は、令和 7 年 1 月 1 日（以下「基準日」という。）に付与された日数から基準日から令和 7 年 3 月 3 1 日までに取得した日数を減じた日数に 5 日を加えた日数とします。（第 3 項）

施行日において、第 1 2 条第 1 項第 3 号に該当する職員に係る規定の適用については、「2 0 日」とあるのは「2 5 日」とします。（第 4 項）

令和 7 年度の年次有給休暇のうち、繰り越しについては次のとおりとします。（第 5 項）

(1) 基準日に繰り越された年次有給休暇は、令和 8 年 3 月 3 1 日まで使用できることとします。

(2) 基準日に付与された年次有給休暇は、令和9年3月31日まで使用できることとします。